**高浜市公契約条例に関するお知らせ（事業所掲示用）**

**ご自身の賃金が愛知県の定める地域別最低賃金を下回る場合や支払われるべき日において賃金等が支払われていない場合、市長等又は事業者等に申出ることができます。申出をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはありません。**

|  |  |
| --- | --- |
| 契　約　名 | 〇　〇　〇　〇 |
| 履行場所 | 高浜市 |
| 履行期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日　　～　　令和〇〇年〇〇月〇〇日 |

**● 適用労働者等の範囲**

|  |  |
| --- | --- |
| 条例が適用される労働者等 | 1. 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第９条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。） 2. 自らが提供する労務の対価を得るため、特定公契約に係る業務を受注する者 |
| 条例が適用されない労働者等 | 1. 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人 2. 労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等） 3. 最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。） 4. 特定公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者） 5. 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は未熟練労働者と判断する者、及び年金等の受給のために報酬を調整している者 6. 工事請負契約の場合の現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者 7. 特定公契約に係る業務に従事した時間が１か月あたり３０分未満の者 |

**● 愛知県の地域別最低賃金**

|  |
| --- |
| **１時間当たり　1,027円（効力発生日：令和5年10月1日）** |

**● 申出をする場合の申出先**

条例が適用される労働者等は、労働環境に関する事実について、市長等又は事業者等に申し出ることができます。なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申　出　先 | | 所　在　地 | 連　絡　先 |
| 受注者 |  |  |  |
| 下請負者 |  |  |  |
| 高浜市 | 高浜市役所総務部  財務グループ  契約・検査担当 | 〒4４４-１３９８  高浜市青木町四丁目１番地２ | 0566-52-1111  （内線233、306） |